

令和8年度 障害福祉サービス事業者等 集団指導講習会（個別編）

児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援
障害児入所施設（福祉型／医療型）

こども性暴力防止法について③

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

目次

① 定義・安全確保措置 1

② 安全確保措置 2

③ 情報管理措置・監督等

1. 児童対象性暴力等防止の措置（再掲）
2. 犯罪事実確認記録等とは
3. 犯罪事実確認記録等の適正な管理
4. 情報管理規程について
5. 情報管理規程のひな型・提出
6. 目的外利用・第三者提供の禁止

7. 漏えい等の重大事態のことも家庭庁への報告
8. 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去
9. 定期報告・帳簿の備付け
10. 報告徴収・立入検査
11. 罰則

1. 児童対象性暴力等防止の措置（再掲）

安全確保措置	①日頃から講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発 ●性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等 ●児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等） ●研修
	②被害が疑われる場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●調査 ●被害児童等の保護・支援
	③児童対象性暴力等防止のための措置	●①～②を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、その防止のための措置実施。
	④特定性犯罪前科の有無の確認	<ul style="list-style-type: none"> ●児童等に接する業務の従事者は、雇用等の際に確認が必要 ●確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認
情報管理措置	特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ●犯罪事実確認記録等の適正な管理 ●犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止 ●犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告 ●犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去 ●情報の秘密保持義務 	

2. 犯罪事実確認記録等とは

事業者は、次の情報を適切に管理することとされています。

犯罪事実確認記録等		犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録
犯罪事実確認記録等に準じて取扱う情報	① 特定性犯罪事実 関連情報	特定性犯罪事実該当者である従事者本人から、面談等を通じて取得した特定性犯罪事実に関するより詳細な情報 (取得するには、事前に従事者本人から同意が必要) 【例】 特定性犯罪事実に関する具体的な行為内容、背景事情、反省の認識、重要な経歴の詐称に係る事情（経緯や動機・理由等）等
	② 児童等から聴取した児童対象性暴力等のおそれ等の情報	児童等に対して実施した面談、相談等の措置から得られた情報 【例】 <ul style="list-style-type: none">・ 児童等からのアンケート結果（意に反して体に触られたなど）・ 被害児童等からの聴き取り内容（被害の内容（誰が、いつ、どこで、何を、どのように）、心身・行動の変化の有無等）・ 加害が疑われる従事者からの聴き取り内容（具体的な行為内容、経緯、前科・前歴や過去の性的な問題で注意されたことの有無等）・ 第三者からの聴き取り内容（当事者に係る気づき、目撃内容等）

3. 犯罪事実確認記録等の適正な管理

これら記録等には非常にデリケートな情報が含まれるため、以下の理由から極めて厳重な管理が求められます。

個人の保護	情報が漏れると、特定性犯罪事実該当者である従事者本人の生活に影響を及ぼすほどの過度な批判が生じるおそれがある。
制度への信頼	情報漏えいが発生すると制度全体への信頼がゆらぎ、結果として法の「児童等の安全を守る」という目的が果たせなくなる。
事業の継続	情報を漏らした事業者は信頼を失い、経営継続に影響があることで、児童等への必要な支援が続けられなくなるリスクがある。



情報漏えいに対する具体的な取組

閲覧者の限定	犯罪事実確認記録等を見ることができる者を、必要最小限の人数に限定する。
必要ない記録を残さない	内容を記録したり、コピーして保存したりすることを極力避ける。

4. 情報管理規程について

事業者は、犯罪事実確認記録等を適正に管理するために、次のような措置が盛り込まれた**情報管理規程を策定・遵守しなくてはなりません。**

基本的事項	取扱者の最小化	記録等の取扱者は必要最小限とし、別途記録・保存を極力避ける。
	情報機器・ネットワークの要件	業務用端末のみ使用（私物不可）。最新OS・アプリ使用。 不要なネット接続制限
	情報管理の重要性理解	記録等の取扱いルールや法令遵守の徹底。
組織的情報管理措置	組織体制整備	責任者等の設置。違反把握時の報告連絡体制。
	点検等	規程等の遵守状況を責任者が定期的に確認。必要に応じ規程の変更。
人的情報管理措置	研修・訓練等	責任者・従事者に対する研修の実施。
	内部規則整備	就業規則等に秘密保持事項や規程違反時のルールを盛り込む。
物理的情報管理措置	区域管理	記録等を取り扱う区域を限定し、部外者の立入り・のぞき見防止。
	盗難防止	PCのワイヤーロック、鍵付きキャビネットでの保管等を徹底。
	確実な廃棄	書類はシュレッダー、データは復元不可な手法で完全に消去。
技術的情報管理措置	アクセス制御	ID・パスワードによる閲覧者識別と、多要素認証の導入を推奨。
	不正アクセス等の防止	ファイアウォール設置。セキュリティソフトの導入。

5. 情報管理規程のひな型・提出

こども家庭庁ホームページに情報管理規程のひな型が掲載されています。
事業者ごとに定めた情報管理体制に応じてひな型を選択し、参考としてください。

	こまもろうシステム上 情報閲覧者の数	こまもろうシステム 以外 で犯罪事実 確認記録等の記録・保存等を行うか
ひな型①	責任者一人 (法人代表者、人事担当部長等)	記録・保存等を行わない
ひな型②	責任者を含む複数名	記録・保存等を行わない
ひな型③	責任者を含む複数名	記録・保存等を行う

掲載場所
URL

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/hinagata>

事業者は一人目の従事者の犯罪事実確認までに、**作成した情報管理規程をこまもろうシステムを通じ、こども家庭庁に提出することとされています。**（※提出方法等のマニュアルは後日こども家庭庁より示される。）

6. 目的外利用・第三者提供の禁止

事業者は、**次の①から④までに掲げる場合を除き**、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認・防止措置実施以外の目的のために利用したり、第三者に提供したりしてはならないとされています。

- ① 地方自治体と指定管理者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合（指定管理契約に基づく施設に限る）
- ② 訴訟等の裁判所手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合
- ③ 情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合
- ④ 法令の規程に基づき、報告徴収・立入検査等に応じる場合

目的外利用に当たらない場合

- 具体的な防止措置の検討・実施に当たり、同一事業者内で、犯罪事実確認記録を必要最低限の関係者間で共有すること
- 犯罪事実確認記録等を端緒に、従事者本人（特定性犯罪事実該当者）と改めて面談の場を設ける等により、犯罪事実確認書の情報だけでは足りない特定性犯罪事実関連情報を追加的に得ること

7. 漏えい等の重大事態のことも家庭庁への報告

事業者は、次の情報漏えい等の事態が発生した場合、速やかに子ども家庭庁に報告することとされています。

子ども家庭庁は報告を踏まえ、必要に応じて立入検査等の対応を行います。

- ① 犯罪事実確認記録等の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ② 犯罪事実確認記録等が法に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
- ③ 特定性犯罪事実関連情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（①②以外）

子ども家庭庁への報告

- ① 速報：事態把握後、直ちに報告（3～5日以内）。この時点で把握している状況を報告
- ② 確報：事態把握後日から30日以内（不正目的のおそれがある情報漏えい等の場合は、60日以内）
当該事態に関する報告が必要な事項を報告
- ③ 報告方法：原則、特定の報告フォームを通じて報告


* 情報漏えい等が発生した場合、特定性犯罪事実を有する従事者本人にも、事業者からの通知が原則必要です。 9

8. 犯罪事実確認記録等の廃棄・消去

事業者は、犯罪事実確認記録等について、次に掲げる日を経過する日までに廃棄・消去しなければならないこととされています。

- ① 犯罪事実確認の確認日から5年後の属する年度の末日から起算して30日
- ② 離職等の日から起算して30日
- ③ 対象事業者（指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所支援事業者）に該当しなくなった日から起算して30日

なお、事業者しか廃棄・消去のタイミングを把握できない次のア～ウの場合、それに応じた対応が必要です。

ア	従事者の離職、内定取り消し等があった場合	こまもろうシステム上で、こども家庭庁へ報告
イ	対象事業者に該当しなくなった場合	
ウ	こまもろうシステム外（紙書類、別システム等）で犯罪事実確認記録等を取り扱う場合	紙媒体は復元不可能な手段により廃棄 電子媒体は容易に復元できない形にして消去  責任者が確認

9. 定期報告・帳簿の備付け

事業者は、こども家庭庁に犯罪事実確認・情報管理措置等の実施状況を定期的に報告しなければならないとされており、その情報の前提として、犯罪事実確認の実施状況を記載した帳簿を作成・保存しなければならないとされています。

定期報告

報告時期	年1回、4月末日を基準日とし、その時点の状況を5月末日までに報告 ※法施行後、最初の報告時期は、令和10年5月予定
報告方法	こまもろうシステムによるオンライン報告

帳簿

作成時期	定期報告の基準日時点の状況について毎年度作成し、5年間保存
作成方法	こまもろうシステムによるオンライン作成 ※大部分は、犯罪事実確認申請を行うことで、システム上に自動作成・保存

* 報告・作成方法等については、後日こども家庭庁から別途マニュアルで示される。

* 定期報告については、所轄庁（横須賀市）にも行うとされているが、報告時期等については現時点では未定。

10. 報告徴収・立入検査

こども家庭庁は事業者に対し、次の事項について実施することが出来るとされています。

報告徴収	犯罪事実確認の実施状況・犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めること
立入検査	事業者の事務所、事業所（施設）その他必要な場所に立ち入り、犯罪事実確認の実施状況・犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査すること

11. 罰 則

犯罪事実確認記録等の取扱いについて、次の場合、罰則が規定されています。

	罪 名	対象となる主な違反行為	罰則の内容
①	情報不正目的提供罪	業務で知った犯罪事実確認書の情報を、自分や第三者の 不正な利益のために提供 した場合	2年以下の拘禁刑 もしくは 100万円以下の罰金 (またはその両方)
②	犯罪事実確認書不正取得罪	偽りや不正な手段を使って 、犯罪事実確認書の交付を受けた場合	1年以下の拘禁刑 または 100万円以下の罰金
③	情報漏示等罪	業務で知った犯罪事実確認書の情報を、正当な理由なく 他人に教えたり、不当な目的に利用 したりした場合	1年以下の拘禁刑 もしくは 50万円以下の罰金 (またはその両方)
④	帳簿の不備等の罪	<ul style="list-style-type: none">・帳簿の未作成、虚偽記載、保存義務違反・報告拒否、虚偽報告、検査の拒絶・犯罪事実確認書の廃棄や記録消去を期限までに行わなかった場合	50万円以下の罰金

①②④の場合、法人代表者や職員等が業務上違反した場合、本人だけでなく事業者（法人）も罰せられます。
(両罰規定)